

充電設備運営支援事業実施要綱

(制定) 令和4年6月24日4環地次第130号
(改正) 令和5年3月24日4産労産新第395号
(改正) 令和6年3月29日5産労産事第545号
(改正) 令和7年3月5日6産労産事第663号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、化石燃料を使用するモビリティから排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電気自動車やその他の電動化されたモビリティ（以下「電気自動車等」という。）の普及促進に向けて、都内の充電設備の運営を支援するために行う「充電設備運営支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

本事業は、充電設備を導入する者に対し、当該設備の運営に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 超急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が90kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (2) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上90kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (3) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 2 公共用充電 一般開放されている（不特定多数の人の出入りが可能）移動先の目的地で、滞在中の駐車時間に行う充電又は長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電をいう。

第4 本事業の内容

本事業は、次のとおり充電設備の運営に要する経費の助成を行う。

- 1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、次に定める要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 充電設備導入促進事業、充電設備導入促進拡大事業又は充電設備普及促進事業（以下「導入事業」という。）の交付決定を受けているもの。ただし、リース事業者を除く。
- (2) 導入事業の交付決定を受けたリース事業者と2に規定する充電設備に係るリース契約を締結し、使用する者

2 助成対象設備の要件

助成金の交付対象となる充電設備は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 導入事業の交付決定を受けた充電設備であること。ただし、3（1）又は（2）に規定する助成対象経費について申請する場合にあっては、超急速充電設備又は急速充電設備とし、3（3）にあっては、定格出力6kW以上の充電設備であること。
- (2) 公共用充電として広く都民及び事業者等に一般開放していること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、5に規定する助成対象期間に係る次の経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(1) 維持管理費

助成対象設備の課金通信費、保守メンテナンス費、コールセンター費及び保険料

(2) 電気料金（基本料金）

助成対象設備の電力契約に係る電気料金のうち、基本料金。ただし、令和6年3月31日以前に導入事業に申請した場合にあっては、別に定める「再生可能エネルギー100パーセント電力調達」を満たす場合に限る。令和6年4月1日以降に導入事業に申請した場合にあっては、当該基本料金のうち1/2については、別に定める「再生可能エネルギー100パーセント電力調達」を満たす場合限り、再生可能エネルギー電力の割合に応じた額を助成対象とする。

(3) 土地の使用に要する費用

助成対象設備の設置場所の所有者に支払う土地の使用に要する一時的又は継続的に発生する費用。ただし、令和6年4月1日以降に導入事業に申請した場合に限る。

4 申請期限

令和2年度までに導入事業に係る申請をした場合にあっては、当該申請に係る額確定通知から2年以内（令和6年度以降に申請する場合にあっては、当該通知の日から3年後の日が属する年度の末日）を申請期限とし、令和3年度以降に導入事業に係る申請をした場合にあっては、当該申請に係る交付額確定通知又は額確定通知から1年以内（令和6年度以降に申請する場合にあっては、当該通知の日の属する年度の翌々年度の末日）を申請期限とする。

5 助成対象期間

助成対象期間は、助成対象設備の運営開始から令和20年9月30日までのうち連

続した最大3年間（令和5年4月1日以降に導入事業に申請した超急速充電設備の電気料金（基本料金）については、令和20年9月30日までのうち連続した最大5年間。令和6年4月1日以降に導入事業に申請した超急速充電設備、急速充電設備の電気料金（基本料金）及び土地の使用に要する費用については、令和20年9月30日までのうち連続した最大8年間）とし、助成対象設備の運営開始日又は公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が適切と認める日を起算日とし、当該年度ごとに申請するものとする。ただし、充電設備導入促進事業の運営費の申請をしている場合は、その助成対象期間を除いた期間とする。

6 助成金額

助成金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 維持管理費

助成対象経費とし、1基あたり年40万円を上限とする。

(2) 電気料金（基本料金）

ア 超急速充電設備

助成対象経費とし、1基あたり年334万円を上限とする。ただし、令和5年度に導入事業に申請した場合は1基あたり310万円を上限とし、令和4年度以前に導入事業に申請した場合は、1基あたり年110万円を上限とする。

イ 急速充電設備

助成対象経費とし、1基あたり年66万円を上限とする。ただし、令和5年度以前に導入事業に申請した場合は1基あたり60万円を上限とする。

(3) 土地の使用に要する費用

助成対象経費とし、1基あたり年62万円を上限とする。ただし、令和6年度以降に導入事業に申請した場合に限る。

7 実施期間

(1) 事業の実施期間は、令和2年度から令和20年9月30日までとする。ただし、電気料金（基本料金）への助成は令和3年度から令和20年9月30日までとし、土地の使用に要する費用への助成は令和6年度から令和20年9月30日までとする。

(2) 本事業の助成金の交付は令和20年度までに行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

1 都は、公社に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

(1) 2の基金を原資として、第4による助成金の交付を行うこと。

(2) 助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。